

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

カブシキガイシャ turtle

申請者 氏名又は名称

株式会社 タートル

住所

〒581-0043

大阪府八尾市空港1丁目172番地

代表者氏名

代表取締役 高本順一郎

電話番号

072-991-8918

FAX番号

072-991-8933

メールアドレス

turtle@drive.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社タートル
〒581-0043
住 所 大阪府八尾市空港1丁目172番地
カモト ジュンイチロウ
代表者氏名 代表取締役 高本 順一郎
電話番号 072-991-8918



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 カモト ジュンイチロウ 高本 順一郎	
事業の範囲	水道施設工事業・管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 タ ー ト ル
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 581-0043 住所 大阪府八尾市空港1丁目172番地 電話番号 072-991-8918 FAX番号 072-991-8933 メールアドレス turtle@drive.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
岡 本 勝	第7833号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプカッター パイプカッター エンジンカッター 塩ビカッター 塩ビカッター ディスクグラインダー 金切りのこ	φ13～φ50 φ50～φ150 1 2 インチ φ13～φ25 φ40～φ50 100mm 固定式鋸弦	1 1 2 2 1 2 2	
管の加工用の 機械器具	ヤスリ パイプねじ切器 パイプねじ切器	200平型、半丸型 1/2～1 インチ 1～4 インチ	2 1 1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ パイプレンチ プライヤー ラチェットレンチ ラチェットレンチ トーチランプ モンキーレンチ	500mm 300mm 200mm 24mm 30mm ガストーチ 200mm	2 2 2 2 2 2 2	
水圧テスト ポンプ	手動テストポンプ 電動テストポンプ	T50 1 0 0 v	2 1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 タートル
住 所 大阪府八尾市空港1丁目172番地
代表者氏名 代表取締役 高本順一郎



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府八尾市空港一丁目172番地
株式会社タートル

会社法人等番号	1220-01-019065	
商号	株式会社ヤスタ水道工業所	
	株式会社タートル	平成 7年12月 8日変更
本店	大阪府八尾市南木の本九丁目10番地	平成 7年12月 8日移転
	大阪府八尾市空港一丁目172番地	平成20年 6月27日移転 平成20年 6月27日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和62年7月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設工事 2. 管工事 3. 土木工事 4. 建築工事 5. 舗装工事 6. 薦・土工工事 7. 前号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成20年 6月27日変更 平成20年 6月27日登記	
役員に関する事項	取締役 高本 順一郎	平成20年 6月27日就任
		平成20年 6月27日登記

大阪府八尾市空港一丁目172番地
株式会社タートル

	大阪市浪速区敷津西一丁目8番26-704号 代表取締役 高本順一郎	平成20年 6月27日就任 ----- 平成20年 6月27日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年12月16日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

平成29年11月 7日

大阪法務局東大阪支局
登記官

田 島 和 昭



定 款

商 号 株式会社 タートル



株式会社 タートル 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 タートル と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 水道施設工事
- 2 管工事
- 3 土木工事
- 4 建築工事
- 5 舗装工事
- 6 鳶・土工工事
- 7 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在)

第3条 当社は、本店を大阪府八尾市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は 240株 とし、その株式はすべて普通株式とする。

(株券を発行する旨の定め)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。



(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社株式の名義書換を請求するときは、当会社指定の名義書換書及び株式譲渡書に記名押印し、提出しなければならない。

譲渡以外の事由により名義書換を請求するときは、その事由を証する書面をも添えなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第9条 当会社の株式について、質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当事者がその旨の請求書に記名押印し、提出しなければならない。

(印鑑等の届出)

第10条 株主または登録質権者、その法定代理人または代表者は、氏名・住所および印鑑を届出なければならない。
これを変更したときも同様とする。

2. 当会社に提出する書面には、前項の印鑑を押さなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

2. 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、基準日を定めることができる。この場合は、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第13条 株主総会は、取締役の決定を経て代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、取締役の決定により他の取締役が招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故あるときは、出席株主のうちから選任された者がこれにあたる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数によって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 役 員

(員数)

第18条 当社には、取締役1名以上をおく。



(選任)

第19条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任する取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第21条 当会社に取締役1名を置いたときは、その取締役を代表取締役とし、取締役2名以上の場合には、株主総会の決議により代表取締役1名を定める。

2. 代表取締役を社長とし、当会社に業務執行する。

(役付取締役)

第22条 株主総会の決議により、取締役のうちから取締役社長・取締役副社長・専務取締役および常務取締役を選任することができる。ただし取締役社長は代表取締役のうちから選任する。

2. 取締役社長は、会社の業務を総括し、他の取締役は、取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。
3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ株主総会の定める順序により他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(役員報酬)

第23条 取締役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う。

(除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、その支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

上記は当社の現行定款に相違ありません。

平成20年 6月 日

大阪府八尾市空港1丁目172番地

株式会社 タートル

代表取締役 高本 順一郎



株式会社 タートル
大阪府八尾市空港1丁目172番地
代表取締役 高本 順一郎
平成29年11月7日



原本の早し相違ありません。

第七八三三号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 岡本 勝

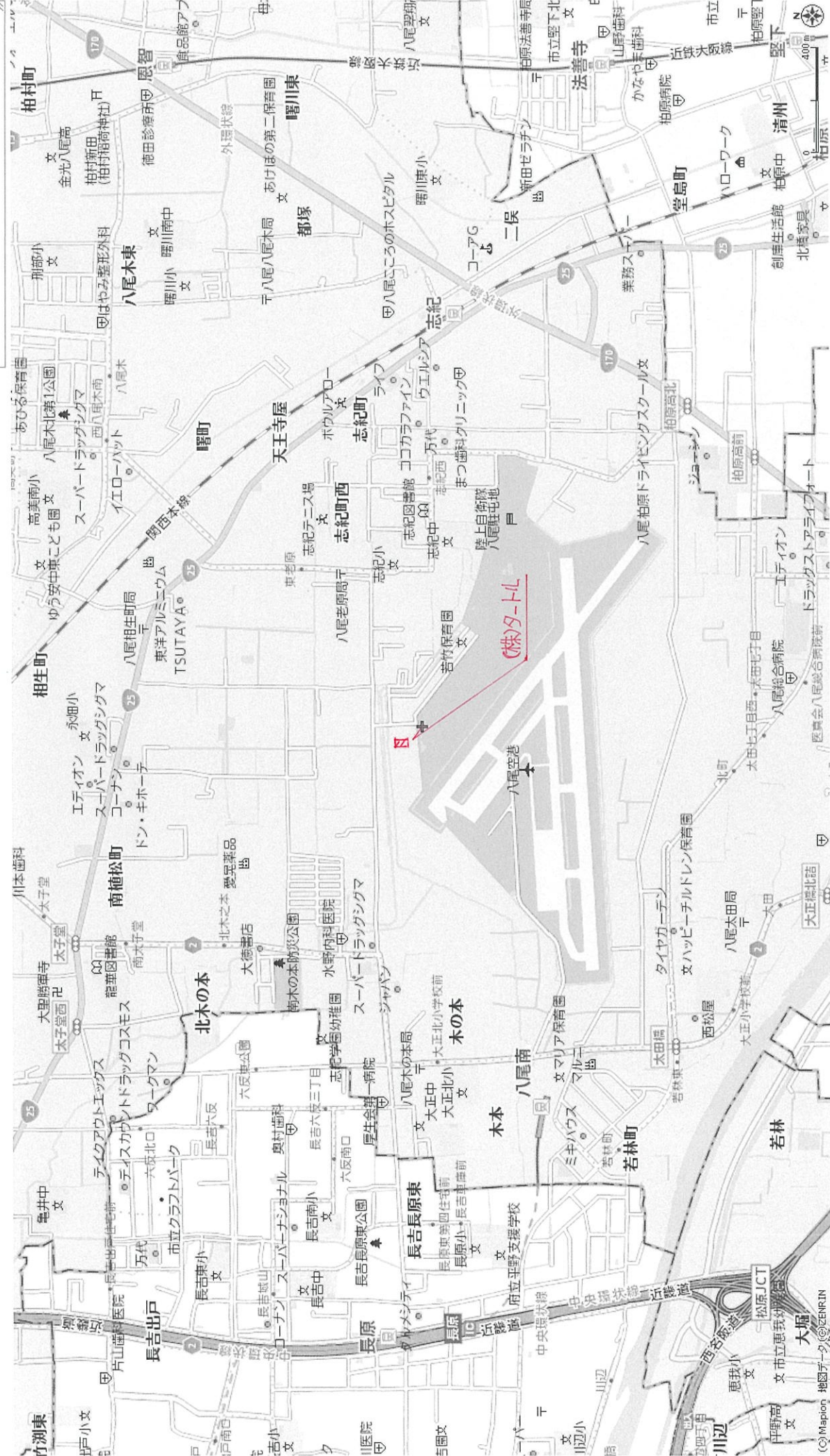
昭和四十三年九月五日生

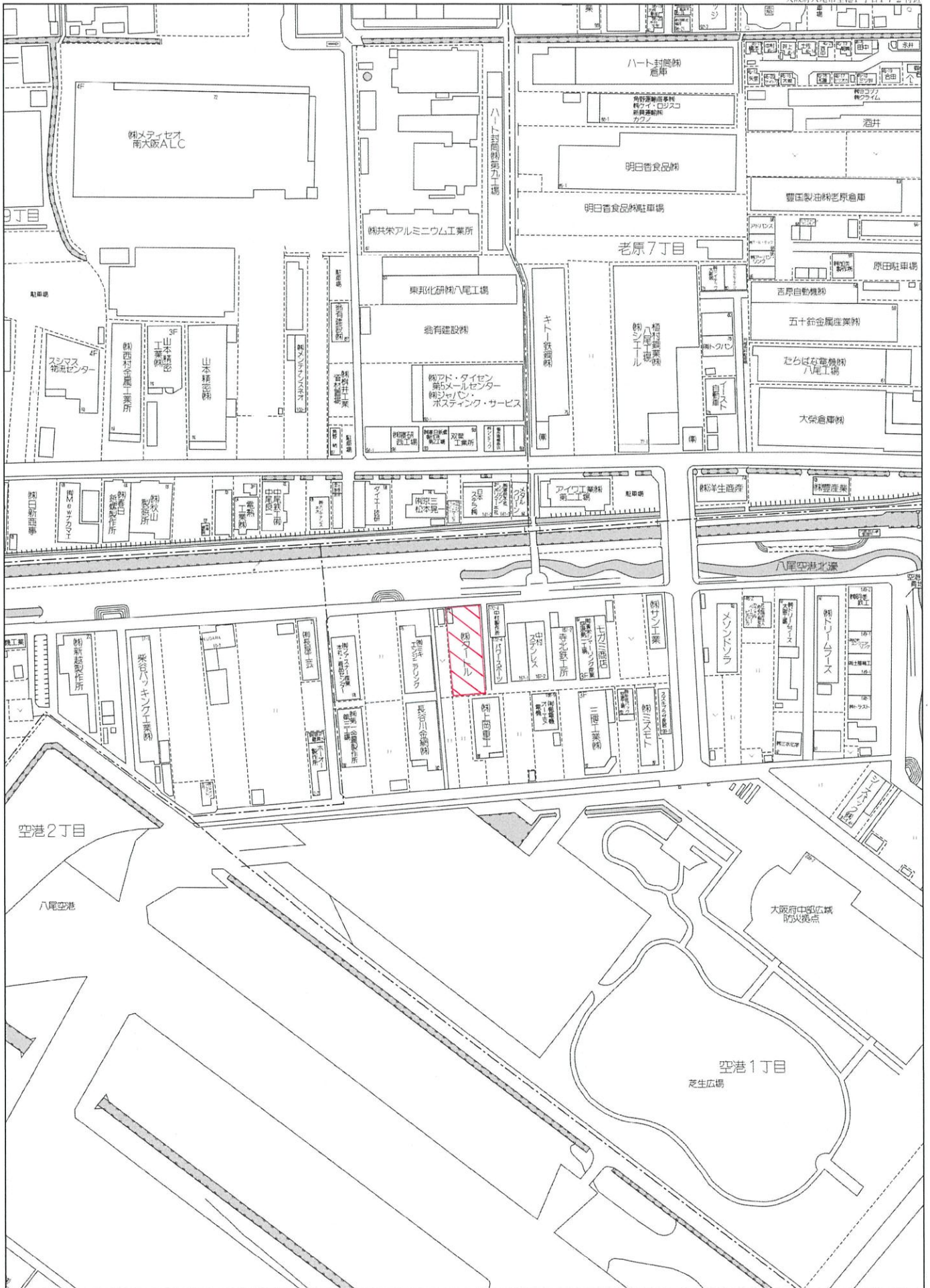
水道法昭和二十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

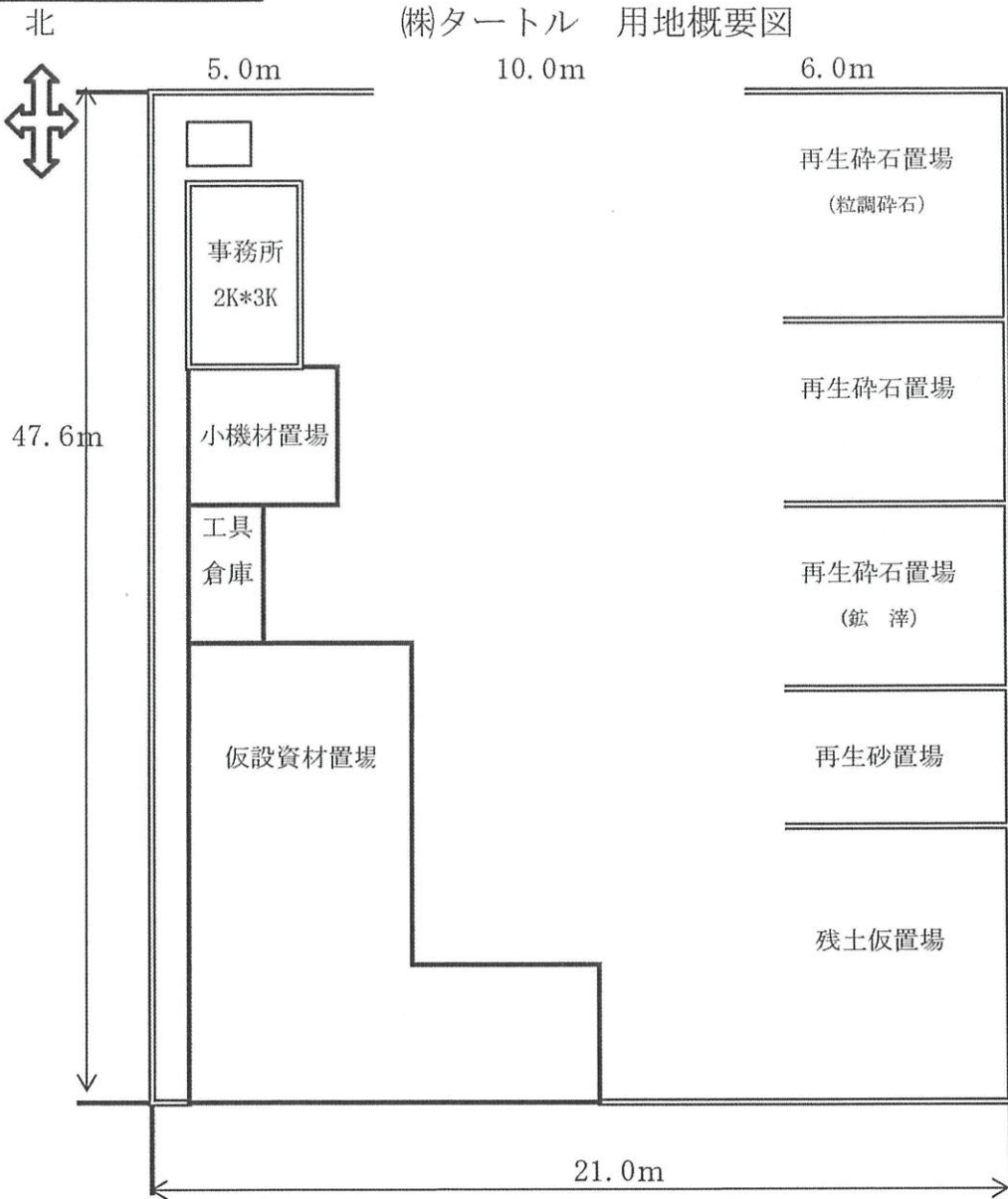
厚生大臣 小泉純一郎







(株)タートル 用地概要図

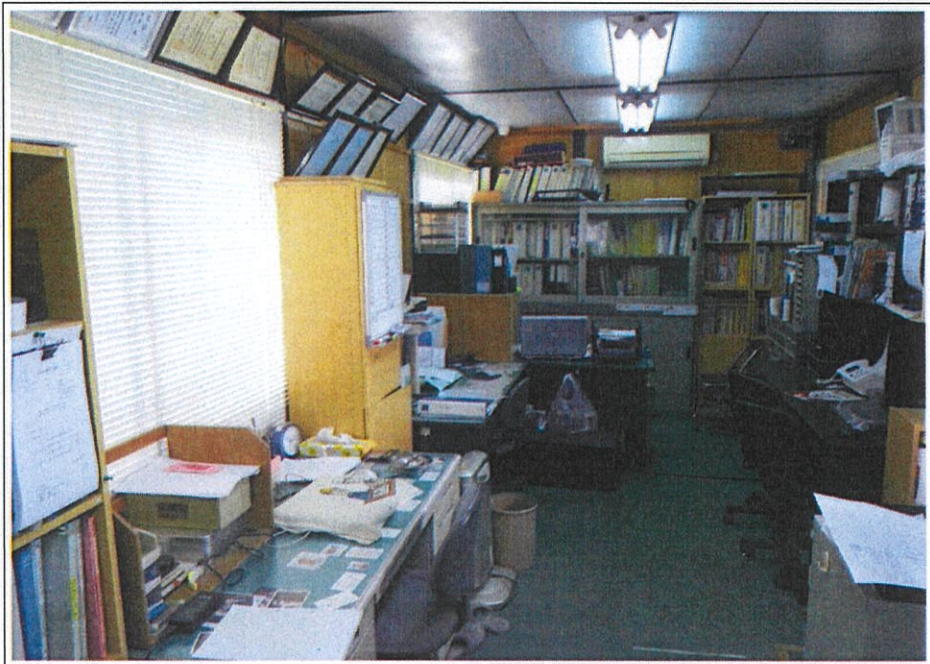


営業所内見取図





店舗外観



事務室内部

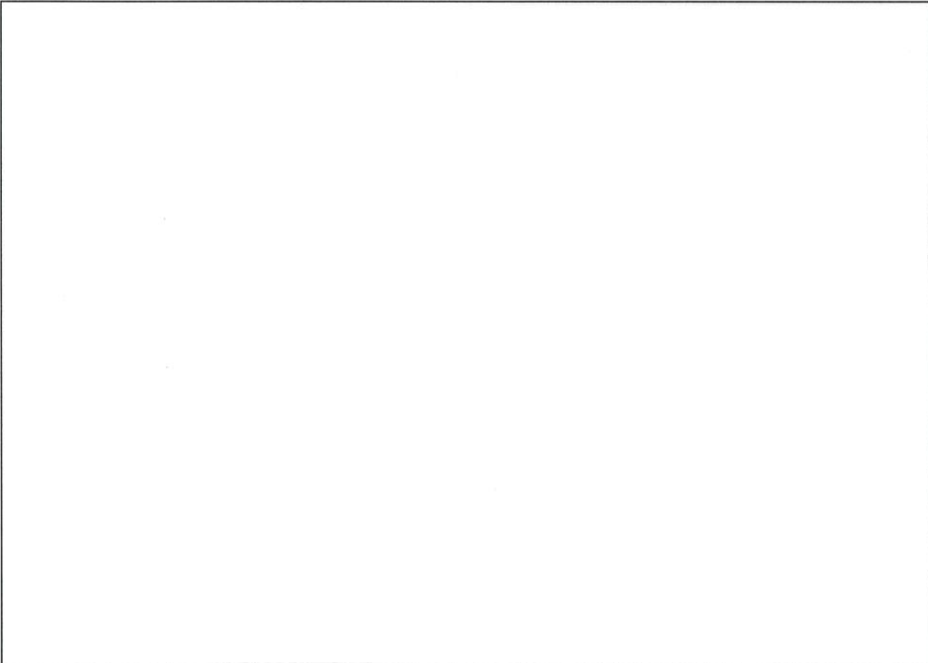


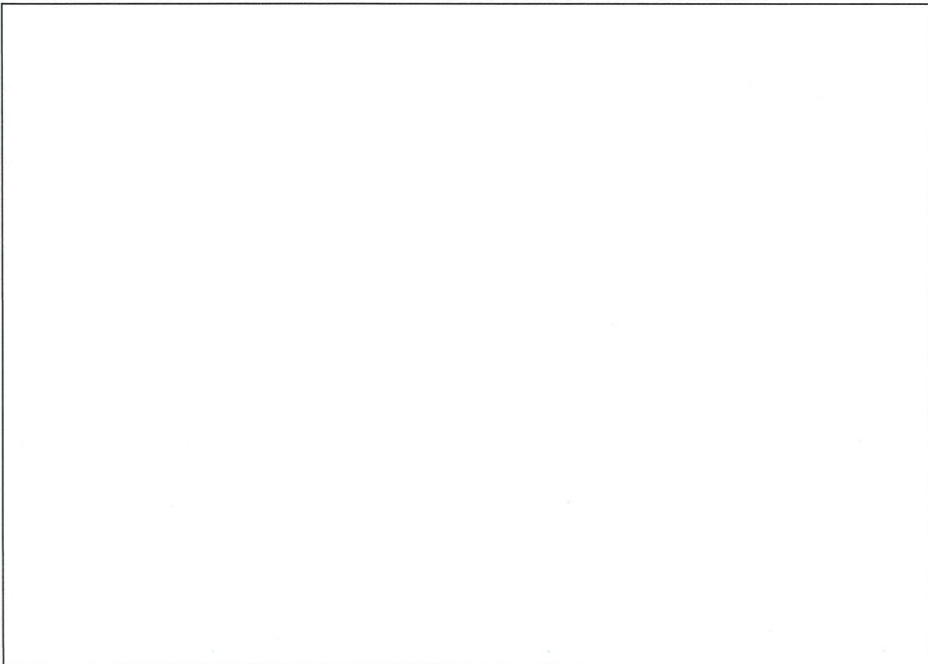


機械器具類置き場









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

カブシキガイシャートル

申請者 氏名又は名称 株式会社 タートル
 〒581-0043
 住所 大阪府八尾市空港1丁目172番地
 代表者氏名 代表取締役 高本順一郎
 電話番号 072-991-8918
 FAX番号 072-991-8933
 メールアドレス turtle@drive.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社 タートル

届出者 〒581-0043

大阪府八尾市空港1丁目172番地

代表取締役 高本 順一郎



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 タートル	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
岡本 勝	第7833号	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七八三三号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 岡本 勝

昭和四十三年九月五日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎

